

久留米市結婚新生活支援補助金申請の必要書類確認表

○必須書類

★…継続申請世帯必須書類

<p>(1) 久留米市結婚新生活支援補助金交付申請書 <input type="checkbox"/>★</p>
<p>子ども政策課でお渡し、または市ホームページからダウンロードできます。 申請者欄はご夫婦の自署でご記入ください。</p>
<p>(2) 婚姻届受理証明書又は夫婦の記載のある戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） <input type="checkbox"/></p>
<p>婚姻届受理証明書は届出をした市町村、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は本籍地のある市町村で発行されます。 久留米市の場合は、本庁舎1階 市民課、各総合支所、各市民センター、コンビニエンスストアにて発行できます。</p>
<p>(3) 世帯全員の住民票の写し <input type="checkbox"/></p>
<p>本庁舎1階 市民課、各総合支所、各市民センター、コンビニエンスストアで発行できます。 ※久留米市内の対象となる新居に住民登録のうえ、発行してください。 ※マイナンバーは省略の上発行してください。本籍も省略可能です。ただし、世帯状況確認の為、続柄は省略せず、必ずご記載ください。</p>
<p>(4) 夫婦の所得証明書 <input type="checkbox"/></p>
<p>令和5年1月から令和5年12月までの1年間の所得、及びそれに基づいて課税された令和6年度の市県民税額を証明するもので、原則として、令和6年1月1日時点の住民登録地で発行されます。夫婦それぞれ証明が必要です。 久留米市の場合は、本庁舎地下1階 税収納推進課、各総合支所、各市民センター、コンビニエンスストアで発行できます。所得金額の確認は、本庁舎地下1階 市民税課でできます。 ※本補助金においては所得証明書に記載の「合計所得金額」を所得とします。</p>
<p>(5) 夫婦の滞納なし証明書 <input type="checkbox"/></p>
<p>久留米市の市税・国民健康保険料の滞納がないことを証明するもので、夫婦それぞれ証明が必要です。本庁舎地下1階 税収納推進課で発行できます。 ※申請日時点の状況を確認する為、申請される日に取得をお願いします。</p>
<p>(6) 誓約書兼同意書 <input type="checkbox"/>★</p>
<p>子ども政策課でお渡し、または市ホームページからダウンロードできます。 ※ご夫婦の自署が必要となります。</p>
<p>(7) 住宅手当支給証明書 <input type="checkbox"/>★</p>
<p>対象となる住宅に対する住宅手当の支給状況を確認するもので、手当の有無に関わらず、勤務先からの証明が必要となります。 子ども政策課でお渡し、または市ホームページからダウンロードできます。 ※申請日時点で離職されている方については、状況に応じて、別途書類の提出をお願いする場合があります。</p>
<p>(8) 住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅貸借費用及び引越費用に要した額を支払った日及び額が確認できる領収書等の写し <input type="checkbox"/>★</p>
<p>領収書の日付が令和6年4月1日から令和7年2月28日までの経費が対象です。 月々の家賃の支払いについて、領収書の提出が難しい場合は、通帳口座の写し等、支払いが確認できる書類をご準備ください。 ※書類の写しを提出された場合は、窓口で書類の原本を確認させていただきます。</p>

○申請内容に応じて必要となる書類

【購入】

(9) 売買契約書又は工事請負契約書の写し □

契約日が婚姻日の1年前の日以降で、契約者が夫婦もしくは夫婦のどちらかであるものが対象となります。

【リフォーム】

(10) 工事請負契約書の写し □

契約日が婚姻日の1年前の日以降で、契約者が夫婦もしくは夫婦のどちらかであるものが対象となります。住宅の修繕、増築、改築、設備更新などの工事費が対象で、倉庫などの附属建物や外構の工事費用、家庭電化製品の購入や設置にかかる費用は対象外です。

【賃貸借】

(11) 賃貸借契約書の写し □

契約者が夫婦もしくは夫婦のどちらかであり、婚姻のため同居を始めた際の賃貸借費用が対象となります。また、対象経費は、家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料に限ります。月々の支払金額の内訳や、居住者情報を確認する必要がある為、契約書の中に記載がない場合は、別途、月々の支払金額の内訳や、居住者情報がわかるものをご提出ください。

【引っ越し】

(12) 引越費用の見積書等の写し □

契約者が夫婦もしくは夫婦のどちらかであり、婚姻のため引越した費用で、引越し業者や運送業者に支払った費用が対象となります。

【全区分共通】

【奨学金の返還がある場合】

(13) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類の写し □

所得期間内（令和5年1月から令和5年12月）に貸与型奨学金の返還がある場合、夫婦の実所得額より奨学金返還分を差し引いた額を夫婦の所得とします。

貸与型奨学金返済証明書、もしくは通帳口座の写し等、支払いが確認できる書類をご準備ください。

※書類の写しを提出された場合は、窓口で書類の原本を確認させていただきます。

※その他、窓口での聞き取り状況に応じて、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

※窓口で補助金振込先の口座情報の確認をさせていただきます。通帳等、口座情報が分かるものをご持参ください。